

福島市告示第41号

令和8年2月17日

福島市長 馬場雄基

歩行者利便増進道路の指定に関する告示について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の 20 第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を下記のとおり指定する。

その関係図面は、福島市役所建設部路政課において、30 日間一般の縦覧に供する。

記

1. 歩行者利便増進道路の指定日
令和8年2月17日
2. 道路の種類及び路線名
福島市道 栄町・上町線
3. 歩行者利便増進道路として指定する区間(別紙参照)
福島県福島市栄町137番 地先から
福島県福島市置賜町59番3 地先まで(220.3m)
4. 図面縦覧場所
福島市役所建設部路政課